

市事調第7号
平成24年8月10日

京都市会議長 大西 均 様

市会改革推進委員会
委員長 加藤 盛司

市会改革推進委員会報告書

この度、市会改革推進委員会では、下記の項目について、別添のとおり検討結果を取りまとめましたので、御報告いたします。

記

- 本会議場の配置の改善

市会改革推進委員会における協議結果について

平成 24 年 7 月 20 日（第 15 回）の委員会において、各会派から提案された個別項目についての協議を行った結果、以下のようにまとまった。

○ 本会議場の配置の改善

【検討趣旨】

本会議場の配置について、議員と理事者が対面するよう改善を検討する。

【検討経過】

執行機関において、市庁舎の整備構想の策定が進められていることから、行財政局の理事者に出席を求めて検討を行った。

【理事者からの説明】

- ・ 本庁舎全体の整備に先行して、議場のみを単独で改修することは、本庁舎の耐震性能が耐震改修促進法で要求される基準に達していないことから、建築基準法に適合しておらず、不可能である。
- ・ 本庁舎全体の整備に伴い議場を改修した場合、以下の課題は解消することが可能である。
 - 理事者席が議員席後方に位置している。
 - 議場内のバリアフリー化。
 - 傍聴席から議場全体が見えにくい。
- ・ 本庁舎の整備に当たっては、現在の議場をそのまま活用するのか、議場を移設するのかを決める必要がある。

【委員の主な意見】

- ・ 本庁舎の整備方針だけでなく、市庁舎全体の計画を立てる必要がある。その中で、職員の執務場所を確保できるかを、優先して考えるべきではないか。
- ・ 議場の場所について、現在の場所ありきではなく、移転も含めて試算をしたうえで、検討してほしい。
- ・ 傍聴席の場所、議員席の前後のスペースの拡張、理事者席の配置など、委員会での議論を参考にして、今後、議場の場所を含めた検討を続けてほしい。
- ・ 現在の議場を活用すればよいのではないか。
- ・ 理事者と議員とを対面させること及び傍聴席を同じ階にすること

を基本的な考え方として、改修を進めてほしい。

- ・ 傍聴席の場所等については、警備の観点からも検討してほしい。
- ・ 改修に当たっては、できるだけ経費を掛けずに進めてほしい。

【委員会での結論】

議場において議員と理事者が対面していないことについては、今後、本庁舎の整備に伴い解消されることが明らかになったため、本委員会での検討を終了する。

本庁舎の整備に当たり、現在の議場をそのまま活用するのか、議場を移設するのかについては、本委員会での検討の範囲を超えるため、引き続き議運等で協議することとし、本委員会での検討を終了する。